

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「出向元」という。）に採用され、ダイオードの測定装置の評価業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、D県E市所在のF会社G工場（以下「出向先」という。）に出向となり、転居を伴う異動となった。請求人は、汎用機器設計グループに配属され、インバーター用モジュール開発の評価・検証等の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月頃に目の不調を自覚し、その後、同年〇月には、目の不調、不眠に加え、精神的に不安定となり、出向先の産業医の面談を受けたところ、「ストレス症候群」と診断されたが、上司への報告は行わなかった。

平成〇年〇月頃には一旦回復傾向になったことから、産業医の面談を中断していたが、同年〇月に症状が再発したため、上司に相談したところ、同年〇月に出向元に戻されることとなった。

平成〇年〇月出向元へ戻った後も目の不調や不眠、精神不安定が続いたため、出向元の産業医に面談したところ、その勧めもあって、同年〇月、Hクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。

請求人は、上記疾病は出向先における業務が原因であるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、精神障害発病時期について異論を唱えているが、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、その意見書において、平成〇年〇月上旬にICD-10診断ガイドラインによる「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと意見しており、当審査会としても、請求人の症状の経過及び医証等から、専門部会の意見は妥当であると考えられる。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件疾病発病前おおむね6か月間において業務による心理的負荷となった可能性のある出来事について検討すると、出向に伴い転勤したこと及び労働時間が長かったことが挙げられる。当審査会において、各出来事について検討した

が、決定書理由第2の2の(2)の1に説示するとおり、いずれも心身に対して大きな負担となったとは考えられず、心理的負荷の総合評価は「中」に留まるとした審査官の判断は妥当であり、したがって、請求人の精神障害の発病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人は、通信教育のレポート提出作業、出向元に戻る決定やその後の出向元での出来事も精神障害を悪化させたと主張しているが、これらは、事実として確認できないものもあり、また、仮に請求人の主張どおりの事実があったとしても、出向元への復帰やその後の処理が大きな心理的負荷となったとは考えられず、さらに、そもそもいずれも発病後の出来事であることから、同主張は認められない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。